



第26回

下請法について(1)

下請法(正式には「下請代金支払遅延等防止法」)は、一定の範囲の親事業者と下請事業者との取引について、親事業者がその優越的地位を利用して行う違法行為を防止し、下請事業者の利益を保護しようとするものです。注意すべきは、ここである「下請」は、「元請」「下請」として使われる「下請」の意味ではなく、親事業者と下請事業者が以下の資本規模の関係にある場合のことです。

下請法が適用される取引

対象となる取引内容と親事業者と下請事業者の資本規模の関係は以下のとおりです。

① 物品の製造委託・修理委託、プログラムの作成に係る情

報成果物作成委託、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係る役務提供委託について親事業者が資本金3億円超の法人事業者に対して、下請事業者が資本金3億円以下の法人事業者(又は個人事業者)。

② 情報成果物作成委託(プログラムの作成を除く)、役務提供委託(運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く)について

親事業者が資本金5千万円超の法人事業者に対して、下請事業者が資本金5千万円以下の法人事業者(又は個人事業者)。

親事業者が資本金1千万円超の5千万円以下の法人事業者に対して、下請事業者が資本金1千万円以下の法人事業者(又は個人事業者)。

親事業者の義務

1 書面交付義務

親事業者は、下請取引をする場合には口約束ではなく、発注後直ちに、下請代金の額、支払日、支払方法、受け取る物品など下請取引の内容を明確に記載した書面(発注書面)を、下請事業者に必ず交付しなければなりません。

2 支払期日を定める義務

親事業者は、下請事業者との合意の下に、あらかじめ、下請代金を支払うべき期日を、物品を受領した日から60日以内で定める限り短い期間内に定めなければなりません。

3 遅延利息の支払義務

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に、納入物品を受領した日から60日を過ぎた日から実際の支払日までの期間について、その日数に応じた該未払金額に年率14・6%を乗じた額の遅延利息を支払わなければならないとされています。

4 書類の作成・保存義務

親事業者は、下請取引の内容を記載した書類を作成し、それを2年間保存しなければなりません。

親事業者の禁止行為

1 受領拒否の禁止

親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物を、下請事業者が納入してきた場合、親事業者が下請事業者に責任がないのに目的物の受領を拒むことはできません。親事業者は、恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準で合格とされたものを不合格とすることなどできません。

2 下請代金の支払遅延の禁止

親事業者は物品等を受領した日(役務提供委託の場合は、役務が提供された日)から起算して60日以内で、あらかじめ定められた支払期日までに、下請事業者に下請代金を支払わなければならないとされています。

3 下請代金の減額禁止

親事業者は発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責めに帰すべき理由」がないにも関わらず発注後に減額することはできません。

(以下次号に続く)

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com
相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09
予約受付時間: 年中無休 7時~24時
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広島白鳥線縮景園前徒歩1分
TEL 0570-008450 FAX 0570-008455 アーバンビュージェランドタワー隣

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー
第5回「役に立つ債権回収の法律実務」講師:弁護士 山下江
取引先の経営状態が悪くなって今後の支払いがちゃんとなされるか不安だ、取引先が代金の支払をしてくれない、取引先が倒産したようだ…。このようにときに、債権をどのように回収すればいいかは、会社経営にとってとても重要なことです。このセミナーでは、債権回収の手法につき、実践的な観点から解説します。
日時:平成24年5月24日(木) 18:30~ 会場:広島パシフィックホテル
詳しくは当事務所HP「お知らせ>企業法務セミナー情報」をご覧ください。

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!